

「あたりまえ」・・・ みなさん、日常的によく使っている言葉のひとつですね。
広辞苑 第7版によると、①そうであるべきこと ②ごく普通であるさま という意味で用いられるそうです。

水道をひねればきれいな水が出るのは「あたりまえ」、お腹がすいたら食事をするのは「あたりまえ」、自由に考えたり発言できるのは「あたりまえ」、病気になったら医療を受けるのは「あたりまえ」等・・・ 私たちは、多くの「あたりまえ」に守られて、毎日を生きています。

しかし、この瞬間も、世界には「あたりまえ」に生きていくことができない人々がいます。

人間が人間として、生まれながらに平等に持っている権利を「**人権**」といいます。

12月10日は「**人権デー**」。「あたりまえ」の大切さを、もう一度考えてみませんか？



2年図書委員が、ひと足お先に読んでみました！



『さよならの向う側』 清水 晴木 / 著



亡くなった人が一日だけ現世に戻って、
会いたい人に会える時間が与えられる
お話です。ただし、それには条件があり・・・

『福祉用具の図鑑』 徳田 克己 / 著



目や耳が不自由な人を助ける福祉用具や、障がいの
ことがわかる本です。身体が不自由な人だけではなく、
発達障がいのある人を助ける福祉用具なども知ることができます。

『めぐみと私の35年』 横田 早紀江 / 著

この本は、著者の横田早紀江さんの娘、横田めぐみさんが、
北朝鮮に拉致され、娘を取り戻そうとした35年間の記録です。
何気ない日常を奪われてしまった早紀江さんは、
どのような思いでこの本を書いたのでしょうか。



『二番目の悪者』 林 木林 / 著

この本は動物の国の物語で、動物一匹一匹に
対する罪が、鮮明に描かれています。
「二番目の悪者」という少し変わった題名ですが、
これには深い理由があります。
「二番目の」という言葉から何を感じるでしょうか？
もしかすると、心の裏側が「二番目の」に
当てはまる言葉なのかもしれません。



『ハヤブサ消防団』 池井戸 潤 / 著

この本は、ハヤブサ地区に移住してきた
太郎が消防団に入り、連続放火事件の
真相を突きとめる物語です。



『倒産続きの彼女』 新川 帆立 / 著



新川さんの新作で、アパレル会社の
コーラム商会で、死体が発見されたり
するお話です。ページ数もそこまで
多くないので、読みやすいです。

『レストラン「トイツ亭」』 アネッテ・ヘス / 著

フランクフルトを舞台に、アウシュヴィッツ裁判が開廷する直前から、判
決までの流れを追い、主人公の家族と人間模様を描いた小説。300
人を超える証人が召喚され、人々は強制収容所の
内容を知る。「ドイツ亭」とは主人公の父が営むレストラン。
この平和な家族が徐々に裁判に引き込まれ・・・



『知らなかった! おなかのなかの赤ちゃん図鑑』 WILL こども知育研究所 / 著



受精してからの赤ちゃんの様子やお母さんの様子、どのような順番でどの器官が出来るのかなどを知ることが
できます。「え?」と思う所があるかもしれませんが、初めて知ることがたくさんあると思います。



図書館だより de

Bibliobattle

ビブリオバトル!

この本を、
「推し」ます!

「図書館だより de ビブリオバトル」に参加してくれてありがとうございました!



11月も接戦でしたが、集計の結果、総投票数の4分の1 (25%)を獲得した『ギソク陸上部』が、11月のチャンプ本に決定しました!



12月の「推し本」のテーマは、

「12月といえば・・・」

今回(12月)の「推し本」は、こちらの4冊です!



この本は、シリーズの「冬休み編」です。クリスマスの日のお話なので、恋愛要素が多めです。この7.5巻は番外編なので、シリーズを読んだことがない人も、この本から読み始めてみるといいと思います。ぜひ、どうぞ!

(3年生)



書名: 『ようこそ実力至上主義の教室へ 7.5』
作者名: 衣笠 彰梧



道徳の教科書で見る「銀の燭台」の続きの物語です。

生死・愛を深く知ることができる本です。シンデレラ状態になっていたコゼットが、ジャンによって助けられた日がクリスマスイブだったので、今月、この本を紹介しようと思いました。

(3年生)



書名: 『レ・ミゼラブル』
作者名: ヴィクトル・ユーゴー



この本には、おしゃれでカワイイお料理のレシピが載っています。イラストもついているので料理が得意ではない方も作れると思います! クリスマスに予定のない方、ぜひ料理に挑戦してみたいかがででしょうか。

(3年生)



書名: 『おしゃれきぶんのクリスマスメニュー』
作者名: 服部 幸應・服部 津貴子



ミッケは、小さな子供でもみんなで楽しく間違い探しができます。

題材(テーマ)ごとに本があり、この本はクリスマスに関する間違い探しができます。少しずつ難しくなっていくので、ぜひ読んでみてください。

(3年生)



書名: 『I SPY 3 ミッケ! クリスマス』
作者名: ジーン・マルゾーロ

12月12日(月)より、「冬休み長期貸出期間」が始まります。

返却日は、1月11日(水)ですので、30日間、借りることができます!

貸出冊数は通常の倍の10冊! みなさん、ぜひ南中図書館を利用してくださいね。

※ ただし、12日現在で、延滞(返却期限が過ぎている)がある人は、借りることができません。



世界人権宣言



1948年12月10日に、国際連合で決定しました。
「世界中の全ての人々が、健康で幸せに暮らすために」、
守っていくべき、30条にわたる「約束」です。

1 みんな仲間だ	人は誰でも、生まれたときから自由です。そして、誰もが尊く、さまざまな権利を持っています。
2 差別はいやだ	人は誰でも、差別を受けることなく、どのような権利も自由も手にすることができます。 人種や肌の色、性別、言語、宗教、家柄や金持であるかないかなどは、差別の理由にはなりません。
3 安心して暮らす	人は誰でも、自由に、安全に生きる権利をもっています。
4 奴隷はいやだ	奴隷は禁止されています。苦しい仕事を無理やりさせられることもありません。
5 拷問はやめろ	人は誰でも、拷問や、残酷なしうちや、はずかしめといった罰をうけることはありません。
6 みんな人権を持っている	人は誰でも、どこにいても、法律で人として認められる権利があります。
7 法律は平等だ	人は誰でも、平等です。そして、どんな差別からも守られる権利があります。
8 泣き寝入りはしない	法律で決められた権利をおかされたときは、裁判をして救ってもらうことができます。
9 簡単に捕まえないで	誰かがそうしたいからという理由だけで、自由をうばわれたり、閉じ込められたり、追い出されたりすることはありません。
10 裁判は公平に	悪いことをして裁かれるときも、裁判所によって公平に、平等に裁かれる権利があります。
11 捕まっても罪があるとはかぎらない	罪で訴えられた人は誰でも、こっそり裁かれることはなく、公に裁かれます。有罪が決定するまでは、無罪であるかも・・・と思ってもらう権利があります。
12 ないしょの話	プライベートなことや、メールや電話の内容について、人からあれこれ言われることはありません。名誉や信用を傷つけられることもありません。誰かがそのようなことをした場合は、法律で守ってもらう権利があります。
13 どこにでも住める	人は誰でも、自分の国の中であれば、自由に移り住む権利があります。国を離れたり、また国に戻ったりする権利もあります。
14 逃げるのも権利	人は誰でも、ひどく追いつめられたときには、他の国に逃れる権利があります。
15 どこの国がいい?	人は誰でも、国籍を持つ権利があります。勝手に誰かの国籍を奪ったり、変更したりすることはできません。
16 ふたりで決める	おとなになれば、人種や国籍や宗教に関係なく、結婚して家庭をつくる権利があります。ふたりの権利は平等なものです。ふたりが自分たちで「結婚する」と決めたときだけ、結婚は成り立ちます。家族は、人がつくる一番小さな集団で、社会や国に守ってもらう権利があります。

17 財産をもつ	人は誰でも、財産を持つ権利があります。勝手に誰かの財産をうばってはいけません。
18 考えるのは自由	人は誰でも、自由に、考えたり、正しいと思うことをしたり、宗教を信じたりする権利があります。
19 言いたい、知りたい 伝えたい	人は誰でも、自由に意見をいったり、自由に表現したりする権利を持っています。誰にもじゃまされることなく、自由に考え、情報などを受け取ったり、伝えたりすることができます。
20 集まる自由、 集まらない自由	人は誰でも、平和的な集会をしたり、グループを作ったりする権利があります。だれかを無理やりグループの一員にすることは、できません。
21 選ぶのはわたし	人は誰でも、政治に参加する権利があります。また、自分の国の公な仕事をするすることができます。選挙は、誰もが平等に参加することができ、だれに投票したかわからないようなしくみで行われなければいけません。
22 人間らしく生きる	人は誰でも、社会の一員として、社会に守ってもらい権利があります。人間らしい生活を送り、人としての成長をとげられるように。
23 安心して働けるように	人は誰でも、働く権利があります。職業を自由に選び、公正な条件で働き、失業したときには保護をうける権利もあります。
24 大事な休み	働く人は誰でも、休憩や休日をとる権利があります。
25 幸せな生活	人は誰でも、自分や家族の健康や介護のために、服や食べ物や家を手にし、病院などの施設を使う権利があります。また、どうしても生活できなくなった場合は、国に守ってもらい権利もあります。どんな家庭環境にあっても、子どもたちは社会の保護を受けることができます。
26 勉強したい？	人は誰でも、教育を受ける権利があります。小学校は義務教育で無料でなければいけません。高校、大学なども、能力に応じて、等しく、自由に進学できなければいけません。教育の目的は、よい人間となるようにみちびき、人権や自由を大切にしよう教えることです。
27 楽しい暮らし	人は誰でも、自由に文化的な活動をしたり、芸術を鑑賞したり、科学の進歩がもたらすさまざまな喜びや便利さをうけとったりする権利があります。
28 この宣言がめざす社会	この宣言に書いてある権利や自由は、世界のどこにいても、完全に守られるべきです。
29 権利と身勝手は違う	人は誰でも、自分の社会に対して義務を負っています。自分の権利や自由を主張して何かを行うときには、他の人の権利や自由も大切なものとして守ることを忘れてはいけません。道徳や社会の約束ごとを守ること、社会の幸福や安定を保つことも忘れてはいけません。自由といっても、法律でやってはいけないと定められたことは、してはいけません。
30 権利を奪う「権利」 はない	この宣言はさまざまな権利や自由を守るためのものですが、誰かの権利や自由を破壊することは認めません。

< 引用文献 >

『世界人権宣言の絵本 みんなたいせつ』 東 菜奈 岩崎書店

『あたりまえに 生きるための 世界人権宣言』 アムネスティ・インターナショナル日本支部／谷川俊太郎 金の星社

